

# 平成26年度 東京都立翔陽学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月29日  
校長 決 定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめは絶対に許されない。許さない」という認識を、学校全体で堅持する。
- (2) 「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との危機感をもち続ける。
- (3) いじめの被害を受けている生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守り通す。
- (4) いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりに取り組む。
- (5) 一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。
- (6) 学校、家庭、関係機関、地域社会などと連携し、総力を挙げて問題に対峙していく。

## 2 学校及び教職員の責務

いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例、東京都いじめ防止対策基本方針に基づき、関連機関との連携のもとに、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生したと思われるときには適正かつ迅速に対処することは、本校および本校教職員の責務である。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめ防止に関する責務を果たし、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策委員会を設置する。

#### イ 所掌事項

- いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行
- いじめに関する校内研修の計画、実施
- 生徒会等によるいじめ問題への取組に対する支援
- 学校サポートチームとの連携

#### ウ 会議

委員会は、定例の会議を開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、養護教諭、年次主任、スクールカウンセラー

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

学校だけでは対応しきれないような生徒の問題行動に際して、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できる体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

#### イ 所掌事項

- いじめに関する情報の交換・共有
- 問題解決に向けた学校への指導・助言
- 地域への啓発・広報
- 地域における本校生徒の見守り

#### ウ 会議

年3回、原則として6月、10月、2月に定例会を開催する。

学校いじめ対策委員会からの要請があったときは、迅速に臨時の会議を開催する。

#### エ 委員構成

校長、学校運営連絡協議会の外部委員

### 4 段階に応じた具体的な取組

#### (1) 未然防止のための取組

##### ア 教員の指導力の向上と組織的対応

- 学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働き掛け
- いじめに関する研修の実施

##### イ いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

- 新教科「道徳」と連携し、いじめに関する授業の実施
- 生徒会等による主体的な取組への支援

#### (2) 早期発見のための取組

##### ア 生徒の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知する

- 定期的な「生活意識調査」の実施
- スクールカウンセラーによる定期的な個人面談の実施
- 全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察
- 関係機関との連携による学校非公式サイトの監視
- 生活意識調査等により把握した情報の共有
- 「いじめ発見のチェックシート」の活用

##### イ 保護者・地域との連携

- 年次通信や保護者会での啓発・広報
- 保護者相談の実施、スクールカウンセラーの保護者への紹介

#### (3) 早期対応のための取組

##### ア 学校いじめ対策委員会を核とした対応

- 把握した情報に基づく対応方針の策定
- 委員会を核とした役割分担の明確化

##### イ 被害生徒・加害生徒・周囲の生徒への適切な取組み

- 被害生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害生徒に対する組織的・継続的な観察・指導
- いじめを告発した生徒の安全の確保

##### ウ 所管教育委員会・関係機関との連携

- 西部学校経営支援センターへの報告と支援要請
- 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力要請
- エ 保護者・地域との連携
  - いじめ対策保護者会の開催
  - 地域の方と連携した登下校時の自転車指導などの実施
- (4) 重大事態への対処
  - ア 被害生徒の保護・ケア
    - 被害生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護
    - スクールカウンセラーによるケア
  - イ 加害生徒への働き掛け
    - 別室での学習の実施
    - 警察への相談・通報
    - 懲戒や特別指導の検討
    - 加害生徒とその保護者に対するケア
  - ウ 所管教育委員会・関係機関との連携
    - 西部学校経営支援センターへの報告と支援要請
    - 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携、
    - 東京都教育委員会いじめ等の問題解決支援チームへの支援要請
  - エ 保護者・地域との連携
    - いじめ対策緊急保護者会の開催
    - 地域の方と連携した登下校時の自転車指導などの実施
  - オ いじめ防止対策推進法に基づく対応
    - いじめ防止対策推進法第28条、30条に基づく、重大事態に係る事実関係を明確に確にするための調査、再調査の実施

## 5 教職員研修計画

- (1) 教職員に対する校内研修を年3回実施する。
- (2) 『いじめ問題に対応できる力を育てるために ―いじめ防止教育プログラム― (東京都教育委員会 平成26年2月)』から適切な教員研修の課題を選択し、年間授業計画に照らして適切な時期に実施する。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 年次通信などの学校から配布する印刷物や保護者会を活用し、本校のいじめ防止基本方針等について、日頃から積極的に保護者に説明する
- (2) 定期的に保護者との個別面談を行う機会を設け、保護者が相談しやすい環境を整備する。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会、学校サポートチーム会議において、本校のいじめ防止基本方針等について、日頃から積極的に説明を行い、未然防止や早期発見、事態への適切な

対応への協力を要請しておく。

- (2) 警察や児童相談所、医療機関等への支援要請が速やかに行えるよう、セーフティ教室や学校安全教室等の実施や定期的な連絡を通じて、日頃から連携を深めていく。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価のアンケートに、本校のいじめ防止への取り組みに対する項目を設け、その回答を学校いじめ対策委員会で分析する。
- (2) 学校いじめ対策委員会で、基本方針の改善の検討を行い、次年度のいじめ問題に関する年間指導計画に反映する。